立教大學新聞
発行所
立教大学新聞学会
豊島区西池袋3丁目
郵便番号171
振替東京70852
電話（985）2481
本号　20円

《本号目次》

△シリーズ・中教審
―第三の教育改革＝第23回中教審答申
―中教審のモデル校＝筑波新大学
〈資料〉戦後教育史
△文連選挙行なわれる
△学内
―経済学部級委員会？
―新観実行委結成される！

# 第三の教育改革

# 教育の帝国主義的再編

「シリーズ・中教審」今回は、四年もの長期にわたり審議され、四十六年六月に「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策について」と題され答申された第三の教育改革＝中教審答申。さらに、そのモデル校として、五十年開校が目論まれている筑波新大学をとりあげた。

## はじめに

昨年にひき続き、全私大の四十八％、百十五校もが、大巾な学費値上げを決定したなかで、大学当局は「四十八年度の学費値上げ」を見送った。先号で明らかにしたが、十一月の我々新聞学会との会見まで、はっきりした言明を避けつづけた当局は、四十八年度の入試要項を準備する段になり、理事会での了承をとりつけ、はじめて口を開いたのである。

今回、学費値上げが回避されたものの、増加の傾向をみせる三億円余りの借入金、原研の累積赤字問題、原研解決案実施のための財政問題、創立百年事業、英国学院等々の財政問題など、今後の値上げは必須である。現実的に、昨年まで六千円だった入学試験の受験料が、いつのまにか八千円になっているのは、学費値上げへの「布石」を示しているといえよう。

教育の帝国主義的再編を目論む政府ブルジョアジーの期待を十分反映した第三の教育改革＝中教審第二十三回答申の実質化のための物質的保証として、とりわけ立大においては近代化路線としておし進められているが、我々は、学費値上げ問題を追ってきたが、先回の総長との会見の席上、はからずも、「私学振興財団からの予想以上の援助により、今回、学費値上げは回避された。」という総長の言辞から、それだけ忠実に立大当局が中教審の実質化をはかっていることが明らかになったのだ。それは昨年四月欺瞞的総長選挙により、佃総長を選出し、新たに人事移動し、数年来不在だった総長室長をおくなど、管理支配体制の再編強化に、単的に示されている。

さらに、国家からの援助によりコンピュータを導入し、「学生総背番号制」の実施、また、一昨年からの、語学授業の座席指定と、出欠制度の復活等々、学生への管理統制を飛躍的に強化している。カリキュラム改訂においても、「一般教育と専門教育という形式的な区分を廃し、同時に、既成の学部・学科の区分にとらわれず総合的な教育課程を考える必要がある。」という中教審答申を、関連科目としての他学部・他学科科目の履習として実質化している。

我々は、今回、大学当局が、着々と実質化をはかる第三の教育改革＝中教審答申とは何であるのかをさぐっていきたいと考えている。

明治五年の学制改革、戦後の六・三制教育制度実施に続き、「国家、社会の未来をかけた」第三の教育改革であると自ら言明する今回の（四十六年六月）中教審答申は政府ブルジョアジーの期待に十二分に答えたものであり、政府は早速、文部省内に村山事務次官を主宰者とする「教育改革推進本部」を設け、その実施に着手した。

とりわけ、高等教育の改革に関して、大学調査会の発足、大学改革を容易にするための法令の改正などを策し、さらに国公立大学の教員人事制度の改革、大学管理体制や設置形態について検討を促進し、新構想大学の創設や、既設大学の改組を目論んでいる。

我々は、答申の出された歴史的背景、答申そして、大学改革のモデル校として準備が進んでいる「筑波大学」構想を、具体的にみていきたい。

## 現段階の教育政策

### ―第23回中教審答申―

### 中央教育審議会の発足

第二次大戦直後の「日本教育制度に対する管理政策」をはじめ、諸々の教育の「自由」化に関する指令は、占領期教育政策として、GHQよりうち出された。軍国主義教育の禁止や軍国主義教員の即時追放、修身・日本歴史・地理の授業停止などのGHQの指令、さらに天皇の人間宣言、教育勅語の廃止等を通じ、戦前の教育は否定される。その後、日本国憲法や教育の基本法の公布等にみられるように、GHQの指導下、日本政府が、ブルジョア民主主義教育を積極的に主張していく。

朝鮮民主主義人民共和国の成立、中華人民共和国の成立、後進国とりわけアジアにおける民族解放闘争など、「社会主義」圏の拡大はアメリカに、米極東軍事戦略における反共の「要」としての日本の位置を明確に認識させ、マッカーサーの「日本は不敗の反共防壁になるだろう。」という言葉をまつまでもなく、各地にレッド・パージの波がおしよせる。さらに、第二次アメリカ教育使節団が、占領軍指令部へ提出した報告書の「極東において共産主義に対抗する最大の武器のひとつは、日本における啓発された選挙民である。」という一句、また、そこでいわれる職業教育の重視、道徳・精神教育や成人・社会教育の重視をあわせてみても、極東戦略に果たす日本への期待に十分答えたブルジョア民主主義教育の積極的主張がなされていることがわかる。

その後、朝鮮戦争時の特需を契機に、機械・鉄鋼・石油化学などを中心に技術革新が進み、日本独占資本の再編強化のもと、産業技術教育が主張されていく。

このような歴史的背景をもって一九五三年、中央教育審議会は発足した。中教審の成立過程を追ってみよう。一九四九年、総司令部から政府へ出された覚書「日本教育家の委員会に関する件」において「将来必要と考えられる実業界職能会から選ばれる委員を加え、文部省に建議すべき常任委員会」が構想された。それをうけ、内閣に教育刷新委員会が設置され、四十九年に名称がかわり「教育刷新審議会」となった。五十一年、その教育刷新審議会の総会で、「文部省に恒常的な諮問機関として、中央教育審議会を置く必要がある」と建議し、五十二年、中央審議会令が公布され、中央教育審議会の設置を決定した。加えて日経連からの要望「さきに新官制として設置されたる中央教育審議会を一日も早く発足せしめ……産業界の要請に応えられんことを要望」をうけ五十三年、資本家代表を加えて、中央教育審議会は発足したのだ。

### 中教審答申　その歴史的過程

中央教育審議会発足以降、政府ブルジョアジーは、産業・技術教育を積極的に主張していく。そして、現段階、教育制度の改悪をも含み、新たに、日本独占資本の要請に答えた教育政策をうちだしつつある。その基軸として、第三の教育改革＝中教審第23回答申が出され、その実質化へと、進んでいるといえよう。

中教審答申を中心に作成した左掲の年表を参考に、とりわけ、答申と財界の諸要求との関連から、今回の答申の生まれるまでの歴史的過程を追っていきたい。

○　○　○

一九五二年十月十六日、日本経営者団体連盟（以下日経連）は、前述したが、「新教育制度の再検討に関する要望」の中で、新教育制度の欠陥として、職業乃至産業教育の等閑をあげ、「高等学校以上の学校においては、学生生徒の知識能力に応じ、それぞれ職業乃至産業面の教育指導が行なわれ、学校卒業後には、その習得した学識、技術、技能を通じ職業人として社会国家の進歩に貢献すべき人物が育成さるべきである。」と産業的人間育成の主張を行ない、かかる見地から「中央教育審議会を一日も早く発足」せしめ、職業乃至産業教育に関して検討を求める

52年という年は、50年に始った朝鮮動乱に対する特需によって、敗戦による一定の打撃をうけていた独占資本が復興していった時期であることに注目したい。すでに48年、アメリカ極東戦略の転換によって、日本は極東における反共の要として位置づけられ、それに伴ってGHQの占領政策も転換をみせ、独占資本は立ち直りへと向かう。この為の基盤を確立すべく51年「産業教育振興法」が制定される。こうした背景をもって中教審は53年一月に発足した。

日経連は54年「当面教育制度改善に関する要望」、56年「新時代の要請に対応する技術教育に関する意見」、57年「科学技術教育振興に関する意見」と連続的に提出、中堅的監督者職業養成、初級技術者養成、勤労青少年の技能教育の刷新、理科系大学との産学協同等を提言する。これらをストレートに反映したものが、57年11月11日「科学技術教育の振興方策について」、58年4月28日「勤労青少年教育の振興方策について」の2つの答申である。日経連の3つの要望に共通しているものは、「経済の画期的な成長発展に対応する技術者、技能者の養成」を小学校から大学までを貫いた教育によって行ない、「産業技術向上」を図らなければ「列国との競争に落伍」し、「悔を次の世代に残す」という、それに端的に表われる。（56年日経連「新時代の要請に対応する技術教育に関する意見」）

すでに言われていた産学協同路線は、60年7月10日「朝日新聞」記事による「経済同友会の産学協同について」において強くおし出されてくる。その年は、安保改定をめぐる国民運動の高揚の中で岸内閣が倒れ、代って「所得倍増計画」をもって池田内閣が登場した年であった。

### 安保改訂からの
### 能力主義の徹底化

60年10月25日経済審議会は「所得倍増計画にともなう長期教育計画報告」を提出、「経済計画拡大のためには経済諸政策とともに人間能力の開発が要求される」と述べ、「人間能力の開発は単に当面必要な要請に答えるというような生やさしい問題ではない」ことを強調する。また、その「教育投資の必要と効果」の項において次のように述べる。「教育投資によってどれだけの経済効果があるかを知ることは必要であろう」と、また「教育訓練に関する経費は元来国家的見地からすれば……人に対する投資」として考えるべきであると。

60年2月14日、関西経済同友会の「大学制度の改善について」、同12月8日、日経連技術教育委員会「専科大学制度創設に対する要望意見」等々の要望が財界から出されている。

63年経済審議会は「人的能力政策に関する答申」を提出。能力主義の徹底を強調する。その方策として「飛び級制」「能力発見の方法としての入試において、国家的な進学資格試験等を行うこと」、「進路指導の強化」等々があげられている。

教育における能力主義徹底の一つの側面として「ハイタレント・マンパワーの養成」の問題がある。ここでハイタレント・マンパワーとは「経済に関連する各方面で主導的な役割を果たし、経済発展をリードする人的能力のことである」と答申はいう。

68年1月23日、「大学教育の改善についての答申」が出される。ここにおいてすでに大学院大学構想、管理機関強化構想、また学部の分離統合構想が表われてくる。

答申はいう。「専門分野別の構成については人材需要の社会的要請をも考慮して定めるべきこと」と。こうして、教育の質と量は社会の要請＝人材需要の観点から決定されてゆくことになる。大学院大学に関して言えば、「人的能力政策に関する答申」（経済審議会）に表われてくるハイタレント・マンパワーと密接に関連していることはいうまでもない。ハイタレントの発見は、能力主義徹底方策としての飛び級制、進学資格試験等によってはかられることになる。しかもハイタレント発見は「経済的な条件その他に妨げられることなく、広く国民各層の中から適格者を選び、個人の志望、国家、社会の要請等を勘案して発見され、すなわち国民の全階級の中から発見されねばならない。またそれは「国家、社会の要請等を勘案」する計画化と管理強化へと至ってゆくのである。

### 「期待される人間像」

65年二月五日、日経連教育特別委員会は「後期中等教育に対する要望」を示し、技術教育の推進を求める。60年「所得倍増計画にともなう長期計画報告」の中で「技術革新が求めているのは、初等教育や前期中等教育を起える後期中等教育である」と述べているそれを再度要請したものである。

66年十月31日、中教審は「後期中等教育の拡充整備についての答申」を行い、同時に別記として「期待される人間像」がつけられた。答申は教育の目的を「国家社会の要請に応じて人間能力を開発するばかりでなく、国家社会を形成する主体としての人間そのものを育成することにある」と規定する。後期中等教育の拡充整備の目的は、答申の次の言葉によって表現されている。すなわち「高等学校の卒業者に対する社会の要請も多様であって、一方では専門的な技術教育が要求されながら、他方では一定の熟練度を身につけさせる技能教育の必要性が強調されている」のである。

別記として出された「期待される人間像」について触れてみよう。この作成に加わった高坂正顕の説明を聞いてみよう。――「教育基本法は抽象的で世界のどこにでも適用しうる普遍性をもっているが、それだけに特に日本の今日にぴったりあっているとはいえない。日本と日本人という言葉さえもない国籍不明の法律では困る。教育基本法を日本人の精神的風土に定着させるというのが『期待される人間像』のねらいである」と。

この説明からも、そして答申の後期中等教育の理念にある「今後の国家社会において期待される人間像はいかなるものかを検討し…」からは更に明白であるように〈日本という国家が要請する日本人の理想的人間像〉を抽いてみようという意図の下に書かれている。この「期待される人間像」に示されている諸項目は、50年代に始まる教育政策の転換に連なる文部省の「道徳理念」の系列の中に自然につながっていく。極言すれば、〝教育勅語の戦後版〟といえるのである。

すでに戦後の成長政策によって必然的に生まれてきた人間疎外の問題、そしてそれは60年の所得倍増計画以降ますます激しくなっていた。と同時に高度成長政策の中でより激化した階級対立を、「天皇への敬愛の念をつきつめてゆけば、それは日本国への敬愛の念に通ずる」といった一体感の強調、あるいは「家庭を憩いの場」として「仕事においては、仕事にうちこむこと」といった〈家庭と仕事の分離〉等によっての「生きがい感」への転化等によって昇華させようとしたものである。

60年代後半、全国的に爆発した教育闘争・学園闘争を圧殺した力となった「大学の運営に関する臨時措置法」は学内管理機構の整備拡充を基幹としており、70年4月30日の中教審答申にみられる〈開かれた大学〉へとつながっていくのである。

### 「第三の教育改革」へ

第3の教育改革という「今後における学校教育の総合的拡充整備のための基本的施策について」の答申は42年に文部省から諮問され4年間に渡って審議されたものである。この間に出された財界要請の中で、それを具体的に示していると思われる69年7月18日経済同友会「高次福祉社会のための高等教育制度」がある。すでに資本は「福祉」を強調してきていた。これによって資本は国民的合意による目標としての「高次福祉社会」を構想する。彼らの云う「高次福祉社会」とは「高能率によって招来される豊かな産業社会を基盤とする」、「福祉社会」である。すなわち「厳しい競争にさらされた民間企業こそ発展する社会の活力の源泉である」という発想に基づく「福祉社会」である。このような福祉の強調は政府のいう「福祉なくして成長なし」といった施策にも端的に表わされているように、かっての「成長なくして福祉なし」の語順を変えただけであって、何ら変わるものではなく、強調される福祉とは階級対立をぬりつぶす為のものに他ならない。

70年の安保延長を成功させた政府支配者は、教育の帝国主義的再編をいよいよおし進め、とりわけ教特法改正や5段階給与の導入など、教育労働者への攻撃にのり出した。

第3の教育改革とは以上のような意図を持ち、過去に出されていた答申等の集大成として、日本独占資本の今日要請に十分答えるものであり、教育の帝国主義的再編の一貫として、ブルジョアジーの階級的意図を十分反映して打ち出されたものである。

（二面へつづく）

## ＜戦後教育史＞

| 年 | 月日 | 事項 |
|---|---|---|
| 1945 | 8・15 | 日本敗戦 |
|  | 9月 | 文部省「新日本建設の教育方針」 |
|  |  | GHQ「日本教育制度に対する管理政策」を指令 |
|  | 10月 | GHQ五大改革指令（婦人解放・労組結成・教育自由化・専制政治廃止・経済民主化） |
| 1946 | 1・1 | 天皇「人間宣言」 |
|  | 1・9 | GHQから政府へ覚書「日本教育家の委員会に関する件」 |
|  | 4・7 | 第一次アメリカ教育使節団報告書 |
|  | 8・9 | 教育刷新委員会設置 |
|  | 10月 | 教育勅語廃止。男女共学実施指示 |
|  | 11・3 | 日本国憲法公布 |
|  | 12月 | 6・3制発表。教育刷新委員会第一回建議「教育の理念及び教育基本法に関すること」「学制に関すること」 |
| 1947 | 3月 | トルーマン反共政策発表 |
|  | 3・31 | 教育基本法公布 |
|  | 4・1 | 6・3制発足 |
|  | 6・8 | 日教組結成 |
|  | 7月 | アメリカ学術顧問団来日 |
|  | 12月 | 民法一部改正（男女平等の原則） |
| 1948 | 6・19 | 国会、教育勅語排除・失効決議 |
|  | 7・15 | 教育委員会法（公選制教委）公布 |
|  | 7月 | マッカーサー公務員の争議行為を禁止 |
|  | 9月 | 朝鮮民主主義人民共和国成立 |
| 1949 | 1月 | 教育公務員特例法公布 |
|  | 2・13 | 占領軍、教員の共産主者活動に警告 |
|  | 4月 | 新制大学発足。検定教科書使用開始 |
|  | 6月 | 文部省、教員の政治活動制限の見解 |
|  | 6・1 | 教育刷新審議会 |
|  | 9月 | 全国教育長会議「赤い教員追放」決議 |
|  | 10月 | 中華人民共和国発足。朝鮮人学校閉鎖 |
| 1950 | 2月 | 都教育庁 246名の教員レッドパージ |
|  | 3・31 | 職業教育および職業指導審議会が文相に「職業高等学校及び高等学校職業課程の改善振興対策について」 |
|  | 6・25 | 朝鮮戦争勃発 |
|  | 7月 | マッカーサー警察予備隊創設指令 |
|  | 9・22 | 第二次アメリカ教育使節団報告書 |
|  | 10・17 | 文部省、国旗掲揚・君が代斉唱を通達 |
| 1951 | 1月 | 教育課程審議会、道徳教育につき答申 |
|  | 5・5 | 児童憲章制定 |
|  | 6・11 | 産業教育振興法 |
|  | 7月 | 朝鮮休戦会談開始 |
|  | 9月 | サンフランシスコ講和条約・日米安保条約調印 |
|  | 11・10 | 日教組第一回教研 |
|  | 11・16 | 政令改正諮問委員会・教育制度の改革に関する答申 |
| 1952 | 3月 | 破防法案閣議決定 |
|  | 4・28 | 講和条約・安保条約発効 |
|  | 5月 | 血のメーデー、破防法衆院可決 |
|  | 7月 | 日経連関西協「赤い学生の就職お断わり」声明 |
|  | 10・16 | 日経連「新教育制度の再検討に関する要望」 |
|  | 11月 | 警察予備隊、保安隊に改組 |
| 1953 | 1・6 | 中央教育審議会発足 |
|  | 7月 | 朝鮮戦争休戦条約調印 |
|  | 7・25 | 中教審答申第1回「義務教育に関する答申」 |
|  | 8・8 | 中教審答申第2回「社会科教育の改善に関する答申」 |
|  | 10・30 | 池田・ロバートソン会談 |
| 1954 | 1・18 | 中教審答申第3回「教育の政治的中立維持に関する答申」 |
|  | 2・8 | 中教審答申第4回「医学及び歯学の教育に関する答申」 |
|  | 3月 | 文部省24の偏向教育の事例発表 |
|  | 4・26 | ジュネーブ会議開く |
|  | 5月 | 京都市教委、偏向教育を理由に教諭を懲戒免職 |
|  | 6・3 | 教育二法公布（「教育公務員特例法の一部を改正する法律案」「義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法」） |
|  | 7月 | 自衛隊発足、防衛庁発足、J協定 |
|  | 8・23 | 中教審答申第5回「義務教育学校教員給与に関する答申」 |
|  | 11・15 | 中教審答申第6回「大学入学者選考およびこれに関連する事項についての答申」 |
|  | 12・6 | 中教審答申第7回「へき地教育および特殊教育振興に関する答申」 |
|  | 12・20 | 中教審答申第8回「かなの教え方についての答申」 |
|  | 12・23 | 日経連「当面教育制度改善に関する要望」 |
| 1955 | 8・13 | 民主党パンフ「うれうべき教科書の問題」 |
|  | 9・12 | 中教審答申第9回「私立学校教育の振興について」 |
|  | 11月 | 自由民主党結成、保守合同成る。 |
|  | 12・5 | 中教審答申第10回「教科書制度の改善方策について」 |
| 1956 | 6・30 | 地方教育行政法（任命制教委）公布 |
|  | 7・9 | 中教審答申第11回「教育・学術・文化に関する国際交流の促進について」 |
|  | 9月 | 文部省、小中学校に学力調査実施 |
|  | 11・5 | 中教審答申第12回「公立小・中学校の総合方策について」 |
|  | 11・8 | 日経連「新時代の要請に対応する技術教育に関する意見」 |
|  | 12・10 | 中教審答申第13回「短期大学制度の改善について」 |
| 1957 | 8月 | 文部省、勤評実施通達 |
|  | 10月 | 教育課程審議会中学3年をコース制 |
|  | 11・11 | 中教審答申第14回「科学技術教育の振興方策について」 |
|  | 12月 | 文部省、教頭の職制化の省令公布 |
|  | 12・26 | 日経連「科学技術教育振興に関する意見」 |
| 1958 | 4・28 | 中教審答申第15回「勤労青少年教育の振興方策について」 |
|  | 7・28 | 中教審答申第16回「教員養成制度の改善方策について」 |
|  | 9・15 | 日教組、勤評反対全国統一行動 |
|  | 10・1 | 小中学習指導要領改訂 |
| 1959 | 3・2 | 中教審答申第17回「育英奨学および援護に関する事業の振興方策について」 |
|  | 4月 | 社会教育法改正 |
|  | 5月 | 防衛二法強行採決 |
|  | 12・7 | 中教審答申第18回「特殊教育の充実振興について」 |
| 1960 | 2・14 | 関西経済連合会「大学制度改善について」 |
|  | 6・23 | 新安保条約発効 |
|  | 7・10 | 経済同友会「産学協同について」 |
|  | 10・15 | 高校学習指導要領 |
|  | 10・25 | 経済審議会「所得倍増計画にともなう長期教育計画報告」 |
|  | 11・1 | 経済審議会「教育訓練小委員会報告」 |
|  | 12・27 | 国民所得倍増計画閣議決定 |
| 1961 | 5月 | 国立工業教員養成所設置に関する臨時措置法公布 |
|  | 8・25 | 経団連・日経連「技術教育の画期的振興の確立推進に関する要望」 |
|  | 10・26 | 文部省の全国一斉学力テスト |
| 1962 | 4・26 | 防衛庁が学校教育に関する要望を出す |
|  | 5月 | 池田内閣「人づくり政策」強調 |
|  | 11月 | 教員養成審議会、教員養成制度改革案 |
| 1963 | 1月 | 能力開発研究所発足 |
|  | 1・14 | 経済審議会「人的能力政策に関する答申」 |
|  | 1・28 | 中教審答申第19回「大学教育の改善についての答申」 |
|  | 4月 | 小学一年生教科書無償配布 |
|  | 11月 | 能研テスト実施 |
| 1964 | 8月 | トンキン湾事件 |
|  | 10月 | 国立大学の学科及び課程並びに講座及び学科目に関する省令 |
| 1965 | 2・5 | 日経連教育特別委員会「後期中等教育に対する要望」 |
|  | 2・7 | 北爆開始 |
|  | 5・21 | ＩＬＯ87号条約批准 |
|  | 6月 | 日韓条約調印。家永三郎教科書訴訟 |
| 1966 | 3月 | 佐藤内閣「明治百年祭」を国家行事として実施を決定 |
|  | 4月 | 各種学校整備、外国人学校制度創設の要綱まとめる |
|  | 10・31 | 中教審答申第20回「後期中等教育の拡充整備についての答申」第21回別記「期待される人間像」 |
|  | 12・9 | 建国記念日を2月11日にする政令 |
| 1967 | 7月 | 教育課程審議会「小学校教育課程の改善について答申」 |
|  | 8・30 | 文部省通達「教材基準」 |
|  | 11月 | 佐藤・ジョンソン会談　ポンド切下げ |
|  | 12・28 | 灘尾文相、国防教育を強調 |
| 1968 | 1・18 | 安田攻防戦（～19） |
|  | 2・12 | 警視庁「警官の学内出動基準」通達 |
|  | 3・30 | 北爆停止 |
|  | 5・10 | パリ会談開始 |
|  | 7・11 | 小学校学習指導要領再改訂 |
|  | 11・15 | 経済同友会教育問題委員会・文間報告「大学の基本問題」 |
|  | 11・29 | 自民党文教制度調査会「大学問題に関する中間報告」 |
| 1969 | 2・4 | 日経連「直面する大学問題に関する基本的見解」 |
|  | 7・18 | 経済同友会「高次福祉社会のための高等教育制度」 |
|  | 8・7 | 大学の運営に関する臨時措置法公布 |
|  | 12・16 | 日経連「産学関係に関する産業界の基本認識及び提言」 |
| 1970 | 4・30 | 中教審答申第22回「当面する大学教育の課題に対応するための方策について」 |
|  | 7・17 | 教科書裁判杉本判決 |
| 1971 | 6・1 | 中教審答申第23回「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策について」 |
|  | 7・16 | 筑波新大学のあり方準備調査会報告大綱 |

# 文連選挙行なわれる！

新執行部
議長　松本君（日文研）
副議長　木村君（歴研）
　　　　中田君（貿易研）
書記局長　合田君（歴研）

昨年の十二月七日に行なわれた文連選挙の結果、松本君（日文研）を議長とする、新執行部が誕生した。

例年通り、議長一名、副議長二名、書記長一名の四名連記による立候補を受けつけ、十二月七日に選挙が行なわれたのであるが、選挙当日になって、森田君（社研）を議長として立候補した側から、突然、副議長の一人、尾崎君（堀の内セツル）の立候補が取り消された。この問題をめぐって、会場は一時混乱したが、選挙規定には「三名では立候補できない」という条文はないとの意見が出され、堀の内セツル有志からの、「尾崎君の立候補に現われている民青の政治的ひき回しを許さない」という内容のアピールを受け、一応、事態は収拾し、全体的な討論へ移った。

まず、部落解放研究会より、同研究会が出した、文連立候補者に対する公開質問状に対し、選挙当日になっても、今だに解答していない森田君側に対して、再度、同じ質問が出された。質問の内容は、映画〝橋のない川〟の上映問題に関するものであったが、部落差別の本質をも含んだ問題として提起された。それに対し、森田君等は「映画を見ていないからわからない」というだけで、何ら問題の本質を捉えることができなかったばかりか、自らが提起していたサークル論さえも破産させざるを得なかった。

その後、学館問題等々をめぐって討論が行なわれたあと選挙に移ったわけであるが、しかしながら今回の文連選挙において、とりわけ堀の内セツルの問題として、現在のサークル運動の危機が如実に現てきたと思われる。堀の内セツル有志からのアピールにもあったように、森田君の立候補が、サークルを無視した形で行なわれ、届け出を出した後で事後承諾を取るという、まさしくサークル諸個人にとって〝寝耳に水〟という形で行なわれたことは、今後のサークル運動にとって、非常に重大な問題としてあるだろう。

堀の内セツル有志からのアピールを真摯に受け止め、今後のサークル活動をどのように方向づけ、また文連本部をどのように運営していくか、新執行部の今後の活動に期待したい。

池袋東口
東京コンタクトレンズ診療所
●目に入れても痛くない！
●近視・乱視の進行をとめる！
最高の精度
永年の信用＊
池袋スカラ座さき
薬局3F（971）8188

情況出版　新宿区戸塚3−160　渡辺ビル201
電話368−0770　振替東京106464
情況
1月号
特集■実存・物象化・共同主観
●座談会＝足立和浩・白井健三郎・広松渉
サルトルの地平と共同主観性
マルクス主義の歴史における『ドイツ・イデオロギー』の位置　バガトウーリア　解説・訳坂間真人
ベトナム和平と世界革命　川田洋
新人民軍の最初の銃声　北沢洋子
大アジア主義とアイヌ・蝦夷独立戦線　太田竜
東大裁判闘争公判記録〈続〉　山本義隆・折原浩
革命の神学者トーマス・ミュンツァー3
エルンスト・ブロッホ＝訳今泉彰・樋口大介
¥290
2月号
特集■刑法改悪と警察国家
刑法改正の意味するもの　作田治朗
胎児考　吉清一江
警察国家を弾劾する　浅田光輝
歴史のなかの「法」と「民」　羽仁五郎＋水戸巌
公安警察の取調べの実態　須藤五郎
資料
刑法全面改正要綱案に対する　意見日弁連より
刑法改悪阻止にむけて　救援連絡センターより
法定刑（犯罪類型）比較一覧表　東弁より
選挙と大衆と住民闘争　山口武秀
赤軍の同志たちへ　千葉正健
小説／猶予の四日間　兵藤正俊
¥290

近日発行!!
中教審答申資料集
第23回答申全文
財界からの教育要求　他
立大闘争の歴史
立教大学新聞学会

東宣出版
田中耕太郎監修　御子柴道夫訳
ソロヴィヨフ選集
全6巻・別巻1
予価800～1,500円
1 西欧哲学の危機他
2 神人論
3 人生の霊的基礎他
4 愛の意味
5 世界終末論他
6 詩と詩論
別巻 ソロヴィヨフ研究
B6・上製・三月毎配本
内容見本進呈
好評発売中!!　定価1,300円
第1回配本　第2巻　神人論
ドストエーフスキイ、トルストイ等に大きな影響を与えた公開講義録。ソロヴィヨフ哲学の諸問題を集約した代表作。360頁
石井伸一著　B6・八八〇円
特派員の眼　甦るイタリア
NHK放送記者が肌で捉えた躍動するイタリアの全貌
東京都千代田区富士見2-6-9　雄山閣ビル
振替　東京154384　電話(03)263−0997

三共出版・最新好著！　目録呈
コロイド科学序論
東京理科大学教授・理博／近藤保著　¥1000
ますます研究や応用の拡充しつつあるコロイド科学の、教科書には書かれていない、現在必要な問題また近い将来必須のテーマにつき明快に解明。
放射線化学の基礎
オドンネル他著　理博／近藤正春他訳　¥1300
訳者序＝放射線化学の書物は数冊あるが、この本ほど入門書として広範囲に記述されているものはない。専攻者は勿論、他の分野の人々にも絶好。
橋本吉郎著・好評重版！
英和和英　新化学用語辞典　¥1600
化学ドイツ語新辞典　¥1500
化学英語の解釈研究（増補）　谷野共著　予¥900
化学ドイツ語の解釈研究　川本共著　¥850
101東京神田神保町3-2電264-5711　振替東京1065

（一面よりつづく）

## 中央教育審議会の構成メンバーは？

次に、中教審は具体的にどのような人々によって構成されているかを見てゆきたい。まず、第九期＜今後における学校教育の総合的拡充整備のための具体的施策について＞いわゆる「第三の教育改革」を答申した中教審構成メンバーを列挙する。＜会長＞森戸辰男（日本育英会会長）＜副会長＞大泉孝（上智大教授）＜委員＞阿部賢一（元早大総長）・有光次郎（東京家政大学長）・河盛好蔵（評論家）・古賀逸策（国際電々参与）・坂元彦太郎（青山学院大教授）・篠島秀雄（三菱化成社長）・相馬雪香（評論家）・高橋早苗（中央区築地小学校長）・平塚益徳（国立教授研所長）・福島恒春（台東区下谷中学校長）・藤井丙午（新日鉄副社長）・藤田健治（前お茶の水女子大学長）・細川隆元（評論家）・堀雄正雄（京大名誉教授）・吉田寿（都立両国高校長）・万直次（日経新聞社会部長）・蠟山政道（東京都教委員長）。これらの委員は、一定間接選挙によって選ばれる。具体的な条文では次のようになる。「主として、文部省の内外に設置されている法定の審議会等から、各2名の選挙人を推薦しこの選挙人が定員の倍数の委員候補者を制限連記の方法で選出する。選挙人を推薦すべき団体としてさしあたっては、

ア、教育刷新審議会
イ、大学設置審議会
ウ、日本学術会議
エ、社会教育審議会

等の団体の他、全国教育委員連絡協議会、その他これに準ずる団体を考えることができる。」しかし実際に設置された中教審はこれに加えて「人格が高潔で教育、学術または文化に関し、広く且つ高い識見を有するものの内から、文部大臣が内閣の承認を得て任命する。」という形で発足した。このように一定中立性を保ちてるように見えるべく画策してはいるが、＜文部大臣が内閣の承認を得て任命するとあるように、成立の当初から時の政策主体が任意に任命できる委員によって構成されてきている。

委員には藤井丙午新日本製鉄副社長、篠島秀雄三菱化成社長らいわゆる財界人は2、3人程度しか見当ず、一見中立性を思わせるが、委員のほとんどはブルジョアイデオロギーに貫ぬかれた人々になっている。例えば「ベトナム戦争は北ベトナムの侵略ですよ。」（七二年十二月三十一日TBS時事放談）等と驚くべき不定見な発言をする細川隆元、第一次早大紛争時の早大総長阿部賢一、日本育英会会長森戸辰男等々。そして主要ブレーンは再任をくり返しており、その人々によって文部省関係の審議会の主要な地位は独占されている。そして教育関係者を多数導入することにより「中立性」を誇示しているものの、前述したように、ブルジョア・イデオローグまたブルジョアジー自らが、この中央教育審議会を担っているのである。

審議会の錚々たる顔ぶれをみても、今回の答申が、日本独占資本の要請にみあった形でなされているということが、うかがえる。

## 「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策について」とは？

昭和四十二年七月三日、時の文部大臣剱木亨弘の諮問をうけ、第八期、第九期の中央教育審議会委員が、実に四年もの歳月をかけ練り出したのが、「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策について」という第23回答申である。

諮問の際、文部大臣が「現在の学校教育について、今日、制度的にも、内容的にも多くの問題点が指摘されており、その総合的な検討が要求されている。さらに、技術革新の急速な進展と社会の複雑化とは、今後における学校教育にますます多くの新しい課題の解決を要求することが予想される。よって、わが国の学校教育のこれまでの実績を再検討し問題点を明らかにし、その改善方策を樹立するとともに、今後における国家社会の進展に即応して、長期的な展望のもとに、学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策を検討する必要がある。」と言明したように、この答申にかける政府ブルジョアジーの期待は、なみなみならぬものであった。

そして、それに十二分に応えた形で、答申が出されたのである。「前文」において記述されているように、まさに、「国家・社会の未来をかけた第三の教育改革」として、それは意義をもつのである。

まずその内容構成からみていこう。

第一編「学校教育の改革に関する基本構想」では、第一章「今後の社会における学校教育の役割」で、教育活動の一部としての学校教育のあり方を展望し、人間形成の観点から、生涯教育をみちびきだす。そして、第二章「初等・中等教育の改革に関する基本構想」では「人間の発達過程に応じた学校体系の開発」として、幼時教育等々、六・三・三制教育制度の改正、コース別、能力別教育をうち出している。第三章「高等教育の改革に関する基本構想」においては、高等教育機関の抜本的改革をうち出している。

第一編において、学校教育の改革の方向を示し、それを実行に移す場合の政府の政策や方法について、第二編では、具体的にのべられている。それは、長期的計画のもとでの教育政策であり、教育の質的向上のための体制確立や、教員の資質の改善などについて、提案されている。

### 能力主義

以上の内容構成をもつ、中教審答申の、全編を貫く、意図は、第一に、徹底した能力主義である。

技術革新と情報化社会において、新たな労働能力＝戦略的ハイタレントが要求され、その効果的養成のため、全学校体系の再編成がもくろまれている。初等・中等教育における制度の改革、とりわけ就学年令の引き下げや四−五才児から小学校低学年までの一貫教育によって、ハイタレントの早期発見をめざし、「生徒の指導を学年別に行なうことを固定せず」「一定の成熟度に達した上級の段階では、能力に応じて進学、進級に例外的な措置を認める」など、タレントの効果的養成をあからさまに目論んでいる。さらに、高等教育の改革において、第一種（大学）A総合領域型B専門教育型C目的専修型、第二種（短大）A教養型B職業型、第三種（高専）、第四種（大学院）、第五種（研究院）というように、高等教育機関を種別化し、三〜五%のハイタレントの養成を効果的に行なわんとしている。

### 国家主義の強調

日本帝国主義の、海外とりわけ東南アジアへの進出、諸帝国主義との対立、競争の中で、民族的一体感を強調する。「民主社会の規範と民族的な伝統を基礎とする国民的なまとまりを実現し、個性的で普遍的な文化の創造を通じて世界の平和と人類の福祉に貢献できる日本人」を育成すべく、教育内容の改編が目論まれているのだ。「生活と文化の基盤としての国家」が強調され、「国家・社会の未来」のためという美名のもとに、階級的搾取を隠蔽せんとしている。それも「敗戦に伴う国家観の混乱」として過去を総括しつつ。

### 生涯教育論の主張

「教育は人格の完成をめざすものであり」として、人間形成の視点から、学校教育のあり方を考えていく。学校教育、家庭教育、社会教育の有機的な連携が強調される。特に「職場において人間の活動意欲と職務遂行能力を高める機会を用意するなど、学校教育の基礎の上に一生を通じる学習の機会を提供」することを社会教育に期待するのだ。

### 管理体制の強化

「各学校が公教育の目的の実現のため」「校務を分担する必要な職制を定めて校内管理組織を確立」し、さらに教育労働者への国家統制は、教員養成大学の整備充実や、給与体系の改編を通じてなされていく。

とりわけ、高等教育に関しては、教育学園斗争を背景に、中教審22回答申「当面する大学教育の課題に対応するための方策について」や、「大学の運営に関する臨時措置法」の成立など、すでに大学の再編に着手していたが、それらをも含め、集大成したものである。教育機関と研究組織を機能的に分離し、「教員組織は、まず、学生の教育を実施するための組織として整備し」「教育と研究のそれぞれの目的に応じた強力体制の確立」を主張し、管理運営体制の合理化として、学長、副学長を中心に中央集権がはかられる。さらに、「現行の設置形態を改め、一定額の公費の援助をうけ、自主的に運営し、それに伴う責任を直接負担する公的な性格をもつ新しい形態の法人」へと、国立大学の特殊法人化をはかっている。

○　○　○

以上の、諸特徴をもって、中教審答申は、社会的要請（つまり、資本の今日的要請）にみあった形でうち出されたものである。急変する産業構造の変化に対応する労働力の質的および量的育成を国家の長期的教育計画の中で行っていこうとするものであり、まさに国家独占の教育政策を、私達はそこにみてとることができるだろう。

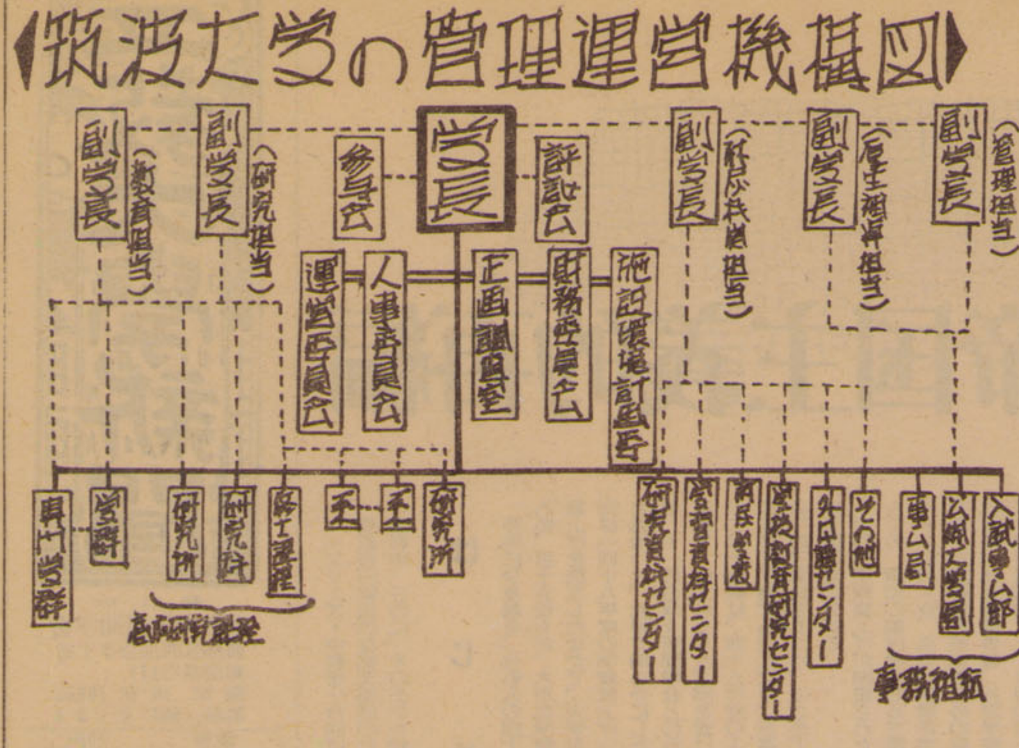

# 中教審の実質化

## ―筑波新大学―

中教審答申のモデル校として、昭和四十八年開校を目指して、現在着々とその準備を進めているのが「筑波新大学」である。この「筑波新大学」とは、国立東京教育大学の筑波研究学園都市への移転という形をとってはいるが、内容的には、全く異った新しい大学の創設に他ならない。筑波新大学創設準備調査会（座長柴沼直氏）から昨年の七月十六日、最終報告が文部省に提出され、筑波新大学は、いよいよその具体的準備段階に入った。この構想が出されて以来、とりわけ東教大で、多くの学生・教授による反対運動が展開されてきたわけであるが、それは、単に「大学の移転」という問題として把えることはできない。

### 筑波新大学の特色

では、一体「筑波新大学」とはどのようなものなのか?まず、新大学の特色なるものを見ていきたい。（大学学術局大学課による）

**一、学部、学科制の廃止と新組織の確立**　学部、学科、講座制という固定的な組織を廃し、学問の進歩や社会の要請に適切にこたえうる機能的、弾力的な研究組織と教育組織を設ける。

**二、新しい研究内容の導入**　総合的な教育が行なえるようにするとともに特定の領域における高度の専門教育を行ない、また境界領域や社会的要請の強い研究教育分野を重視する。

**三、中枢的な管理機能と全学的な協調の確保**　学部中心の教授会自治を改め、学長、副学長を中心とする管理機能を整備し、全学的な意志決定を適確かつ迅速に行ないうる体制を確立し、全学的な協調性を確保する。また、学外の有識者の意見を大学の管理運営に反映させるため、学長の助言機関として参与会を設ける。

**四、開かれた大学**　他大学ないし各種研究機関等との研究活動上の連携を密にし、また、大学の自主的判断のもとに委託研究の受け入れも行なう。放送大学等、他大学との間で単位の互換制度を確立するとともに、一般社会人の再教育のための公開講座や研修コースなどを積極的に開設する。

前にも見てきたように、第三の教育改革といわれている「中教審答申」は、とりわけ、財界の強い要望によって生まれたものと言える。内容的には、一つには管理機構の整備強化、一つには教育内容・教育制度の改編と言えよう。とりわけ教育内容においては、教育と研究の分離、能力主義—選別教育、そして生涯教育といった、より「社会に貢献しうる人間」をつくり出すことに主眼がおかれている。（社会に貢献しうるとは、まさしく、資本の期待にこたえ、自らを、労働力商品へと落し込めていくことに他ならない。）

このような、教育の帝国主義的再編を目論む「中教審答申」の具体化として現われてきたのが、「筑波新大学」である。昨年七月に文部省の創設準備調査会（前述）が当時の高見文相に提出した報告書に沿って文部省がまとめた設置要綱が固まったのは九月であるが、その間の自民党との調整（自民党文教関係者の中に「特殊法人立」を強く主張する意見があり、この調整が焦点となっていた）において、政府ブルジョワジーの「筑波新大学」にかける期待が、はっきり現われており、まさに大学改革のモデル校としての実現が図られようとしている。

このような新大学創設の意図は「創設準備会」の、自画自賛の次の言葉にもあらわれている。「既存の大学の多くは、今日、社会の大きな転換期に直面して、社会的文化的環境の変化に適切に対処しえず、いわば適応不全ともいうべき様相を程しつつあるのが現実である」「新構想大学の創設に伴うもっとも重要な変化は、広く大学と社会ないしコミュニティーの関係における公共性の確認、新鮮な教育課程の立案、伝統的慣習から離脱した新しい意思決定および管理システムの創出などの諸点に顕著に現われている」

### 新しい管理体制の確立

ではまず、新大学と既存大学の最も大きな違いといわれる管理体制について見ていきたい。

「研究教育活動の実態に即した多元的な組織の確立あるいは機能の分化を図るとともに、他面、一つの大学としての全学的なまとまりを確保することを基本」とする〝新しい管理運営体制〟の主眼は中央集権的な管理機構の確立に他ならない。教員の負担の軽減を理由に研究教育と管理運営を完全に分離し、学長にその権限を集中するというものである。

「執行機関の長として大学を管理し、統轄」する学長と、学長を直接補佐する副学長（複数制、研究、教育等の職務を分担）をおきその下に、学群、系、その他附属機関、事務組織を、それぞれ設置するという形態である。（管理運営機構図参照）また、図にある「参与会」「評議会」は、ともに学長の諮問機関であるが、参与会の構成員は、学外の有識者とされていることが注目される。

現在の、構座制とその支配権を基盤とする、教官の〝教育・研究・管理の一元的支配権を保障する教授会の存在は、それが持っている自治権（＝閉鎖性）故、「社会に貢献する大学」にとっては、桎梏とならざるを得ない。新大学においては、「教員が大学の管理運営のためにさかなければならない時間が増大し、そのため、教員が研究教育活動に専念しうる時間が十分確保できなくなっているという重大な問題も起こっている」ので、「研究教育と管理運営を分離し、教員が『より社会に貢献するよう研究教育に専念できる』ように」教員を、管理運営体制から排除しかつ、「全学的な意志決定を適確かつ迅速に行なう」ために、学長副学長を中心とする管理寡頭体制を確立し、権力の集中を図ろうとするものである。この中においては、教員は、一労働者として管理の対象にすぎない。また、学生に対しては、「カリキュラム編成に関する一定程度の参加」を偽善的に認めることによって、学生を管理体制の中にまきこみ、封じ込めようとしているのである。

このような、学部教授自治を解体し、独立機関として一元化された「管理体制」への再編強化は、まさに、「社会への貢献」＝産学協同路線の合理的貫徹を保障するものとしてあると言えよう。

### 資本に〝奉仕〟する大学

次に、教育内容に関して。若干見ていきたい。

まず気が付く点は、従来の学部学科制の廃止である。「学部、学科、講座制という固定的な組織を廃し、学問の進歩や社会の要請に適切にこたえうる機能的、弾力的な研究組織と教育組織を設ける」というものであり、研究組織としては学系・研究所、教育組織としては学群・高度研究過程が設けられる。（学系としては、哲学・思想系、歴史・人類系、文芸・言語系等がおかれ、学群としては、伝統的な学問分野を基礎とした第一学群・第二学群、第三学群、その他、コースとして第三学群、総合的な履習の専門学群を設ける。資料参照）

また、内容面においては、「従来の専門分野にとらわれず、総合的な教育が行なえるようにするとともに特定の領域における高度の専門教育を行なう」「境界領域や社会的要請の強い研究教育分野を重視する」等が、その特色であるといえよう。そこには、〝財界の強い要請〟にこたえうる労働力商品として、技術能力などの価値を合理的、能率的に付与せんとする意図が、あきらかに見られる。

一方、カリキュラムの編成方針においては、「教育の内容および履修の方法は、画一的に定めるのではなく、学生の能力・適性に応じて、多彩な内容と弾力性をもったものでなければならない」「必要に応じて学部段階の学生が大学院段階の講義を履修することができるようにしたり、とくにすぐれた学生については特別コースを設定する」と明記していることは、まさに、中教審答申で見てきたような、能力主義の具現化に他ならない。つまり、より能力のある者は、より高い、労働力商品としての「価値」を付与されるということである。すなわち同世代の2、3パーセントに過ぎないハイタレントを頂点とするヒエラルヒーを形成し、資本にとって、最も合理的、効率的な形態に再編強化せんとするものである。資本のいう能力主義とは、自己の利益伸長の為のものに他ならない。

### 「開かれた大学」

最後に、新大学のもっとも重要な目標の一つであると、自らが語っている「開かれた大学」の内容を見ていきたい。「開かれた大学」の意味として、調査会がまとめているものをみると、まず第一に、大学の本質的な機能である研究教育活動の内容の面において広く社会に開かれていること、第二に、大学の外部における研究教育活動との緊密な連携が図らなければならないということ、第三に、大学の研究教育活動等が、大学の直接の構成員以外の者にも広く利用されるということ、そして第四に、大学の管理運営の面において広く社会に開かれているということ、となっている。

これらの前提となっているものは、まさしく、「社会（＝財界）の要請にこたえうる大学」の創設である。それは、「社会の要請を適確に把握する」という言葉からもうかがえるように、「社会の要請」の強い領域の重視という形であらわれている。（例えば、社会科学系において、既存の専門研究者のほか、計量経済学、管理科学情報科学などの研究者を補強する等々といったもの）

それとともに、「開かれた大学」の最も注意すべき点として、第三点に述べられている、「大学の構成員以外の者にも広く利用される」ことを目的としていることであろう。各種の公開講座、通信教育等々の開催をもって大学教育を広く社会に開放するということは、他ならぬ、中教審の中でうたわれている〝生涯教育〟の具現化にすぎない。

科学技術の高度化等々による生産諸力のめざましい発展に、私達の技術、知識力の疲弊が激しく、したがって、構成員の再教育の必要性が、企業側にとって、切実な問題として出てきたと言えよう。それを、より合理的かつ能率的に行なうための場として、「開かれた大学」の創設が、強く要望されていたのである。

さらに、第四点に見られるように、管理の面においても、広く学外の有識者の意見を反映させる（学長の助言機関としての参与会の設立等）ことを打ち出している。これは、今回、多数の反対にあい実現できなかった、国立大学の法人化、理事会制度等といった新しい管理形態への移行の、第一段階とみることができよう。

以上に見てきたように、筑波新大学は、単に国立東京教育大学の移転という問題ではなく、まさしく、中教審路線のモデル校として把えなければならない。それは、今まで暗然とやらざるを得なかった「産学共同路線」の貫徹を、公然と、しかも「社会に対する公共性」の名のもとに堂々と打ち出してきている。我々はここで、「大学」自体の再検討をせまられてきているのではないだろうか。

また、これは、筑波新大学に限られた問題ではない。とりわけ、私立大学では、現在的な問題としてあるだろう。

＜資料＞

## 筑波新大学の学群構想

（大学学術局大学課より）

**＜第一学群＞**

従来の伝統的な学問分野を基礎とした次のような履習コースを設ける。

①哲学　②芸術学　③史学　④考古学・民俗学　⑤言語学　⑥社会科学　⑦数学Ⅰ　⑧物理学Ⅰ　⑨化学　⑩生物学

**＜第二学群＞**

第一学群と同じく従来の伝統的な学問分野を基礎として次のような履習コースを設ける。これらのコースを第一学群に組み入れることは可能であるが、その場合には第一学群の規模がきわめて大きくなり学部段階の教育単位としては指導、管理上適正を欠くこと、および第一学群の場合に比して、それぞれのコースがやや広範な領域にわたる傾向のあるものが多いこと等の理由から、第二学群として設定することとした。

①文学　②心理学　③教育学　④心身障害学　⑤数学Ⅱ　⑥物理学Ⅱ　⑦生物工学　⑧農林工学　⑨農林学　⑩地球科学

**＜第三学群＞**

従来の伝統的な学問分野にとらわれることなく、現代社会の要請する諸問題についてさまざまの角度からのアプローチを可能ならしめるような総合的な履習コースを設ける。このようなコースとして次のものが考えられる。

(ア)情報社会科学
(イ)比較文化
(ウ)環境学

**＜体育学専門学群＞**

体育学に関する特色のあるカリキュラムを編成し、すぐれた運動特技と広い体育学的教養をあわせもった体育指導者、運動特技をもった体育学の研究者および体育学に関する学力や運動技能を高い程度に修得している健康教育の指導者の養成を行なう。

**＜芸術専門学群＞**

芸術（美術、造形、デザイン）に関する高度の専門職業教育を行ない、新時代の社会に対応する芸術家・デザイナーの育成を目的とする。

**＜医学専門学群＞**

常に人間の生命の尊さに思いをいたし、病める者を治療して心身の健康の保持と増進のために医学に関する知識と技術を合理的に応用し、あるいはこれからの研究、開発を推進し、広く人類の福祉増進に積極的に取り組むことのできるような医師および医学者になる人材の育成を主たる目的とする。

この医学教育においては従来のように医学進学課程（二年）と専門課程（四年）とに分離することをやめ、六年間を通じて上述の目的に合致するような特色あるカリキュラムに基づいて一貫した教育を行なう。

---

## 声の声

## 経済学部級委員会?!

### よんちょうめのめ

クラス連合は、春から推めてきた学費値上げ阻止運動を、当局の値上げ回避の発表後、学内諸問題解決のための自治会再建へと、運動を「発展」させた。

十二月に入り、経済学部一年M組、二年C組、G組の有志が「10・15経済学部級委員会総会」を呼びかけた。当日、一〇四教室に、一・二年生から十クラスの級委員及び、多数のオブザーバーを電め「総会」は行なわれた。しかし、十クラスでは、規約上からも「経済学部級委員会」は成立せず「自治会の問題に関する大衆討論会に切り換えるべきだ。」との意見が多数を占め、実質的には、討論へと移っていった。が、呼びかけにも「級委員会」なる名称をつかいこの名称にあくまで固執する主催者側は、大衆討論の場にすることを拒否し、形式的に「経済学部クラス委員会議」と改称し、各クラスから選出されてきた代表を中心に「討論」を行っていった。

討論の過程において、「民主的に」選出されてきたはずの級委員が、特に一年生のほとんどのクラスでは選出するにあたっての討論等が、かなり不十分であり、自治会の問題に関する討論すら行われていないなどの発言をし、「昨日代表を出せと言われたので出てきた」などの発言すら現れたのである。

たしかに、現実に、「学費値上げ問題」など、様々な学内問題が生起しそれが学生諸個人にとって根底的問題をはらんでいる。しかし、充分なクラス討論も行わずに早急に形式だけを整えようとするやり方に、「政治的ひきまわし」を感じても、しかたがないのではないか。自治会をつくればなんとかなる式の思考からは、単なる機関としての自治会しか生まれない。

68・69年立大闘争の過程で、学生大衆から遊離し、あまつさえ闘争に対する敵対すら行った当時の自治会（級委員会）執行部が、学生大会でリコールされ、その「自治会運動論」がポツダム自治会の終焉という形で破産を宣告されてから、四年目。立大闘争を担ってきた人々は、今年「卒業」し、「自治会」を知る人々はほとんどいなくなる。

クラス連合の「自治会は学生の当然の権利である。」「自治会がないのは不自然である」といった主張から、「ポツダム自治会」の生み直しを考じる。無前提に、「自治会」の存在を認めるのではなく新たな自治会を我々が創り出していくのである。「自治会とは何か」「自治会運動とは何か」という根底的問題を対象化しつつ……

## 新歓実行委結成される！

一月一九日、学生会、文連本部の呼びかけで＜拡大CM会議＞が開催され、四八サークルの結集をもって＜七三年度新歓実行委員会＞の結成がなされた。

そこで提出された＜基調報告＞では、大学当局が用意するセレモニーに対決する姿勢の下、以下の問題点がとりあげられている。

①大学、学生存在とは何かという学生の存在論的解明
②教育の帝国主義的再編と、その具体化としての中教審答申の分析
③いわゆる＜愛の共同体＞＜自由の学府＞などと当局によって宣伝されている立教イデオロギーの欺瞞性の暴露

以上の三点の確認の上で新歓委員長に小西君、副委員長として水島君、松本君が承認され、最速実質的活動に入った。

今回の新歓実行委は、その基調報告に基づいて講演、映画、討論会等々が予定されている。これは第二三回中教審答申、そして筑波新大学構想等の政府、ブルジョアジーによる教育の再編に対決し、その個別立大での一〇〇年祭記念を軸にした再編に対決するものとして位置付けられている。

講演としては、部落問題、朝鮮問題、水俣——公害問題、身障者問題等々が予定され、同時にシンポジウムも組まれることになっている。映画もロマン・ポルノその他が予定され、また昨年度四月以来の史学科、教育学科で闘われたカリキュラム闘争に関する集会も予定されている。

USA 留学・研修旅行・通信教育

◈バークレー英語留学(3〜6カ月間)
●12週間英語集中講座　¥563,000
●24週間英語集中講座　¥793,000
●国際ビジネスマン養成英語研修講座　¥594,000
●英語教師の為の英語研集講座　¥594,000
出発　昭和48年4月8日・6月3日・7月1日

◈バークレー英会話セミナー(1カ月間)
出発　昭和48年3月11日・7月29日　¥284,000

◈ミシガン大学英語留学(4カ月間)
出発　昭和48年5月1日・8月30日　¥819,000

◈ジョージタウン大学英語留学(4カ月間)
出発　昭和48年8月30日　¥876,000

◈カリフォルニヤ大学留学(大学・大学院・博士課程)
昭和48年6月17日〜8月9日　¥442,000
昭和48年8月5日〜9月27日　¥442,000
昭和48年6月17日〜9月27日　¥566,000

◈カリフォルニヤ州立大学英語研修講座
●英語教諭及び英語教諭候補生の為の英語研修講座
昭和48年7月22日〜9月2日　¥433,000
昭和48年8月5日〜9月2日　¥328,000

◈ハワイ大学英会話セミナー(1カ月間)
出発　昭和48年3月11日・7月22日　¥198,000

◈ハワイ大学英語留学
昭和48年6月3日〜8月26日　¥496,000

◈ハワイ大学留学(大学・大学院課程)
昭和48年6月3日〜8月26日　¥376,000

カリフォルニヤ大学
通信教育(会員制)
大学・大学院・博士課程

アメリカ個人留学
2年制短期大学・4年制大学
大学院・博士課程・職業訓練学校

(株)インターナショナル スチューデント アドバイザーズ オブ ジャパン
〒530　大阪市北区芝田町45　梅田エステートビル　☎06(373)0412(代)
●詳細案内書200円
●ローン制度有り
(土佐電トラベルサービス代理店)

経済を先取りする
男の集団

リーダーを探せ
行動する知性派求む

面接日
日時：2月8日(木)
午前11：00(厳守)
場所：日生ホール(7階)

会社概要
待遇　初任給　64,000円(予定)
教育期間(3ヶ月)
諸手当　通勤交通費一律支給　資格取得後能率・役職手当有り
昇給賞与　昇給　年1回　賞与　年2回
福利厚生　男子独身寮完備　各種社会保険・退職金制度　保養所(中山湖山荘)
勤務地　銀座本社(但し4月より拡張移転)
新宿支店・横浜支店
連絡先　東京都中央区日本橋堀留1−14
本社教育課　松本豪
〔電〕03(663)2411

会社説明会および筆記・面接試験を同時に行ないますので、履歴書持参のこと。尚当日の交通費、昼食代は当社で負担いたします。

★当社は流通経済に貢献する専門商社です　TS第20号
新日本商品株式会社

THE NEW CENTURIONS
ロス・サンセット街を疾走するアクロバット走行

新年早々から映画らしい映画の登場
眼のこえたファンもうなることうけあいだ
＜プレイボーイ 1/16号＞

話題騒然！
アカデミー賞有力候補

巨大な犯罪に命を賭けて挑む男たち—目もくらむ興奮と感動が襲い来る＜シカゴトリビューン＞

凄絶なる死を持って彼はすべてを捨てた彼を待っていたのは
ジョージ・C・スコット
ステイシー・キーチ
スコット・ウイルソン/ジェーン・アレクサンダー
監督「トラ!トラ!トラ!」のリチャード・フライシャー
音楽はジャズ界第一人者のクインシー・ジョーンズ

コロムビア映画
イーストマンカラー
パナビジョン

センチュリアン

20日〈土〉新春第2弾ロードショー
一般800 大学700 中高生600 団体600 指定1300 1500
日・祝・平日共｜11:40｜1:40｜3:40｜5:40｜7:40
新宿ミラノ座　202-1189
渋谷パンテオン　407-7219
ミラノ座毎土曜オールナイト

指定席絶賛前売中〈電話予約は劇場へ〉
600円の特別鑑賞券劇場発売中
団体申受(563)6043 ウイズダム